

所沢市立所沢まちづくりセンターホールの特例申請の案内

1 所沢まちづくりセンター活動とホールの特例申請

所沢まちづくりセンターは、地域のみなさんが所沢まちづくりセンター主催の学級や講座に参加したり、団体の会議や集会で使用できる社会教育施設です。特に、ホールには、市民団体が演劇や音楽等の公演、発表会や講演会などの催し物で利用できる舞台設備を整えています。

所沢まちづくりセンターの施設提供には、サークル活動など定期的な使用や公演・発表会のような特別の使用がありますが、公演や発表会等の催し物は準備期間を要することから、定期的なサークルの使用よりも早く申請できる特例を設けています。

所沢まちづくりセンターホールの特例申請というのは、使用する月の6か月前の初日から申請申込みができることです。詳しい内容は以下に記してあります。

2 特例申請から使用日までの流れ

- (1)対象団体 ・ 所沢まちづくりセンター登録団体、市民活動団体他 申請者は所沢市内在住者
- (2)対象事業 ・ 活動成果の発表等
- (3)使用回数及期間 ・ 1団体につき年2回まで、1件につき連続3日間まで
- (4)申込期間 ・ 使用日の属する月の6か月前の初日から使用日の2か月前の9日まで
- (5)使用申請 ・ 必ず窓口で手続きをしてください
- (6) **使用打合せ** ・ 企画打合せ及び技術打合せが必要になります。打合せは使用日の2か月前から受け付け、日時は火曜日か水曜日、午前9時から午後4時の間で予約できます。
その際、タイムスケジュール・プログラム等の資料を提出してください。
- (7)使用日当日 ・ 所沢まちづくりセンター事務室窓口にて利用明細書を提示してください。
- (8)使用料納入 ・ 使用日当日に附属設備使用料とあわせて所沢まちづくりセンターの窓口で納入ください。
- (9)使用許可書発行 ・ 使用料納入後、使用許可書兼領収書が発行になりますので大切に保管してください。領収書の再発行はできません。

3 抽選の概要と申請

- (1)抽選時間 ・ 午前9時から。遅刻した場合はすべての抽選が終わった後に申込。
- (2)抽選場所 ・ 所沢まちづくりセンター 学習室。
- (3)抽選条件 ・ 所沢まちづくりセンターの主催事業・共催事業が予定されている場合は使用不可。
・ 各月の同一曜日についての特例を含む事前予約は3日までとし、残りの1日は抽選予約日にまわします。

- ・申込み開始日に1団体1公演につき複数の方が抽選に参加することはできません。
- ・出演者が多い等の理由で、控室以外の楽屋が必要な場合は、利用申込の際に、原則として音楽室又は学習室を1室に限り同時に申し込むことができます。
- (4)申請方法
 - ・使用する団体の代表者・担当者が必ず来館のうえ申請してください。電話、郵送、FAX、インターネットでの申請はできません。
- (5)主な受付事項
 - ・①団体名 ②代表者及び担当者の住所、氏名、電話番号 ③団体に関する資料（初めての使用のみ） ④催し物の名称・内容 ⑤使用施設及び使用時間区分 ⑥予算計画書（入場料徴収の場合のみ）等
- (6)使用料
 - ・別表1、別表2のとおりです。

4 使用許可の取り消し

(1) 使用許可できない場合及び使用許可を取り消す場合

- ①公安を害し、風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- ②興行を目的とするものと認めるとき。
- ③営利を目的とする商品の陳列又は売店類似のものと認めるとき。
- ④使用許可後、その目的を変更し、又は転貸し、若しくは設備をき損するおそれがあり、使用の方法が不相当と認めるとき。
- ⑤法において、使用を制限されたものと認めるとき。
- ⑥その他教育委員会が支障があると認めるとき。

※所沢まちづくりセンターは選挙の投票会場になります。ホールの申請後に選挙の予定が入りますと使用が取り消しになりますのでご了承ください。

(2) 使用権の譲渡の禁止

使用許可された施設や附属設備の使用権を譲渡したり、転貸しすることはできません。

(3) 使用の取り消しと変更

納入された使用料は、返還できません。ただし、次の場合に該当する場合は、その全部又は一部を還付します。

- ①災害その他使用者の責によらない理由で使用できなかつたとき。
- ②管理上の必要により教育委員会が使用の許可を取消したとき。

また、当該利用予定日の2ヶ月前の9日までの間であれば使用許可の変更申請を受け付けます。この際、変更できる期日は、使用許可の変更を申し出た期日から起算して6ヶ月先の当日までの間とします。

5 当日の注意事項

- ・駐車場はありません。市営駐車場をご利用ください。

- ・搬入搬出時には搬入口に1時間程度であれば車を止めることは出来ますが、留置きはできません。
搬入搬出が終わったら、速やかに車を移動してください。
- ・承認された施設以外は利用できません。また収容定員を超えて入場させることはできません。
- ・ホール内、ホールホワイエでの裸火、危険物の持ち込みはできません。
- ・バルーン、クラッカー、投げテープ、スモークなど防火設備やホール機材の管理上、ご使用いただけない演出もあります。事前に確認してください。
- ・所沢まちづくりセンター窓口では宅配業者等からの荷物の受け取りは行いません。必ず主催者の責任で行ってください。また、荷物のお預かりもできません。
- ・騒音を発するものなど、他の利用の妨げとなる行為は禁止です。
- ・貴重品の管理は主催者の責任で行ってください。
- ・許可なく寄付金等を募集したり、物品を販売することはできません。
- ・許可なく施設内の壁・窓等にポスター・看板等を貼り付けたり、チラシ等を配布することはできません。
- ・テープ類、電池等の消耗品は各団体でご用意ください。
- ・舞台面を傷つけないようにご注意ください。舞台に釘うちはできません。
- ・施設・設備・備品などに異常があった場合、また破損した場合は必ずご連絡ください。
- ・施設、設備等を損傷した場合には賠償していただきます。
- ・全館禁煙です。またホワイエ以外での飲食はできません。
- ・ゴミはお持ち帰りください。会場装飾用の花台、スタンドも回収してください。
- ・利用終了後に当館職員の立ちあいのもと原状確認を行います。

◇抽選の方法と具体的な流れ

8:30～**受付表配布** ⇒ 必要事項をご記入ください。



9:00～**本抽選の順番を決める抽選** ⇒ 白い札を引きます。



本抽選 ⇒ 所沢まちづくりセンター職員が抽選機で抽選を行います。



使用日決定 ⇒ 抽選順にご希望の使用日を予約します。



使用申請書の記入 ⇒ 必要事項をボールペンでご記入ください。



受付 ⇒ 所沢まちづくりセンター窓口にて使用申請書を提出し、受付をしてください。



料金の支払い ⇒ 一週間以内に使用料の納付をしてください。

※使用日当日に納付していただく場合があります。



2 巡目の抽選 ⇒ 9:00 以降に来た団体。

別表 1 施設使用料金

	使用時間区分及び使用料					
	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分	第 6 区分
	午前 9 : 00 ～ 午前 11 : 00	午前 11 : 00 ～ 午後 1 : 00	午後 1 : 00 ～ 午後 3 : 00	午後 3 : 00 ～ 午後 5 : 00	午後 5 : 30 ～ 午後 7 : 30	午後 7 : 30～ 午後 9 : 30
ホール	1,580 円	1,580 円	1,580 円	1,580 円	1,580 円	1,580 円
控室 1 号	160 円	160 円	160 円	160 円	160 円	160 円
控室 2 号	160 円	160 円	160 円	160 円	160 円	160 円
控室 3 号	160 円	160 円	160 円	160 円	160 円	160 円
音楽室	630 円	630 円	630 円	630 円	630 円	630 円
学習室 4 号	320 円	320 円	320 円	320 円	320 円	320 円

備考

- 1 設置目的以外に使用する場合の使用料の額は、規定使用料の額に 100 分の 100 を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 ホール及び音楽ホールの使用者が入場料（参加費、会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。）を徴収する場合の使用料の額は、規定使用料（設置目的以外に使用する場合にあっては、当該使用料）の額に次に掲げる率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料の額が 1,000 円以下のとき 100 分の 50
 - (2) 入場料の額が 1,000 円を超え 3,000 円以下のとき 100 分の 100
 - (3) 入場料の額が 3,000 円を超えたとき 100 分の 200

別表 2 附属設備使用料

付属設備名	使用時間区分	使用料
放送音響設備（1 式）	1 区分	1,160 円
舞台照明設備（1 式）	1 区分	1,260 円
持込器具（1 kw につき）	1 区分	60 円
プロジェクタ（固定式）	1 区分	530 円
コンサートグランドピアノ	1 区分	1,580 円
移動式観覧席	1 区分	1,050 円